



公 示 第 17 号

企業年金基金規約変更公告

電子情報技術産業企業年金基金規約の一部変更があったので、確定給付企業年金法第11条に基づき、電子情報技術産業企業年金基金規約第5条の規定により、別紙のように公告する。

1、規約別表第1表中の①欄の表記変更及び附則別表第3の変更

イーストマンMFGジャパン株式会社

東京都港区

2、適用年月日

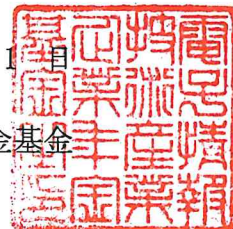
平成 31 年 2 月 18 日

3、所轄厚生局届出年月日

平成 31 年 3 月 20 日

平成 31 年 4 月 1 日

電子情報技術産業企業年金基金



電子情報技術産業企業年金基金
新旧規約対照条文

新

附則別表第3
残余財産の交付を受ける実施事業所の名称

名 称
(略)
株式会社アークレイファクトリー
<u>イーストマンMFGジャパン株式会社</u>
TOAエンジニアリング株式会社
(以下略)

別表第1
実施事業所の名称、所在地、加入者の範囲及び休業

①名称	②所在地	③加入者の範囲	④休業
(略)	(略)	(略)	(略)
株式会社アークレイファクトリー	滋賀県甲賀市	厚生年金保険の被保険者	
<u>イーストマンMFGジャパン株式会社</u>	東京都港区	厚生年金保険の被保険者	
TOAエンジニアリング株式会社	東京都江東区	厚生年金保険の被保険者	
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)

附則
この規約は、届出の日から施行し、平成31年2月18日 から適用する。

旧

附則別表第3
残余財産の交付を受ける実施事業所の名称

名 称
(略)
株式会社アークレイファクトリー
<u>フレキシス株式会社</u>
TOAエンジニアリング株式会社
(以下略)

別表第1
実施事業所の名称、所在地、加入者の範囲及び休業

①名称	②所在地	③加入者の範囲	④休業
(略)	(略)	(略)	(略)
株式会社アークレイファクトリー	滋賀県甲賀市	厚生年金保険の被保険者	
<u>フレキシス株式会社</u>	東京都港区	厚生年金保険の被保険者	
TOAエンジニアリング株式会社	東京都江東区	厚生年金保険の被保険者	
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)

台印

関東信越厚生局	
健 第	号
31. 3.	20
受 付	